

寒川町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則新旧対
照表

現 行	改 正 案
～略～ （公務上の災害の範囲） 第2条の2 公務上の災害の範囲は、公務に起因する負傷、障害及び死亡並びに別表第1 に掲げる疾病とする。	～略～ （公務上の災害の範囲） 第2条の2 公務上の災害の範囲は、公務に起因する負傷、障害及び死亡並びに<u>地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）別表第1</u>に掲げる疾病とする。
～略～ （介護補償に係る障害） 第7条の3 条例第10条の2の規則で定める障害は、介護を要する状態の区分に応じ、<u>別表第2</u>に定める障害とする。	～略～ （介護補償に係る障害） 第7条の3 条例第10条の2の規則で定める障害は、介護を要する状態の区分に応じ、<u>別表</u>に定める障害とする。
～略～ （改正附則） 1～5 （略） 6 障害加重の場合の障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の限度額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。 （1） （略） （2） 加重前の障害の程度が条例別表第2に定める第8級以下の障害等級に該当する場合 加重後の障害等級に応じそれぞれ条例附則第2条の3の表の右欄に掲げる額に、当該障害補償年金に係る<u>地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）第27条の規定の例による金額を当該障害補償年金に係る加重後の障害の程度に応ずる条例第9条の規定による金額で除して得た数を乗じて得た額</u> 7～18 （略）	～略～ （改正附則） 1～5 （略） 6 障害加重の場合の障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の限度額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。 （1） （略） （2） 加重前の障害の程度が条例別表第2に定める第8級以下の障害等級に該当する場合 加重後の障害等級に応じそれぞれ条例附則第2条の3の表の右欄に掲げる額に、当該障害補償年金に係る<u>地方公務員災害補償法施行規則</u>第27条の規定の例による金額を当該障害補償年金に係る加重後の障害の程度に応ずる条例第9条の規定による金額で除して得た数を乗じて得た額 7～18 （略）
～略～ <u>別表第1（第2条の2関係）</u> 1 <u>公務上の負傷に起因する疾病</u> 2 <u>物理的因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病</u>	～略～ （削る）

- (1) 紫外線にさらされる業務に従事したため生じた前眼部疾患又は皮膚疾患
- (2) 赤外線にさらされる業務に従事したため生じた網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患
- (3) レーザー光線にさらされる業務に従事したため生じた網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患
- (4) マイクロ波にさらされる業務に従事したため生じた白内障等の眼疾患
- (5) 町長の定める電離放射線（以下「放射線」という。）にさらされる業務に従事したため生じた急性放射線症、皮膚かきよう等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨え死その他の放射線障害
- (6) 高圧室内作業又は潜水作業に係る業務に従事したため生じた潜かん病又は潜水病
- (7) 気圧の低い場所における業務に従事したため生じた高山病又は航空減圧症
- (8) 暑熱な場所における業務に従事したため生じた熱中症
- (9) 高熱物体を取り扱う業務に従事したため生じた熱傷
- (10) 寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務に従事したため生じた凍傷
- (11) 著しい騒音を発する場所における業務に従事したため生じた難聴等の耳の疾患
- (12) 超音波にさらされる業務に従事したため生じた手指等の組織え死
- (13) (1)から(12)までに掲げるもののほか、物理的因子にさらされる業務に従事したため生じたことの

明らかな疾病

3 身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

(1) 重激な業務に従事したため生じた筋肉、けん、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱

(2) 重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務に従事したため生じた腰痛

(3) チェンソー、ブッシュクリーナー、さく岩機等の身体に振動を与える機械器具を使用する業務に従事したため生じた手指、前腕等の末しょう循環障害、末しょう神経障害又は運動器障害

(4) せん孔、タイプ、電話交換、電信等の業務その他上肢に過度の負担のかかる業務に従事したため生じた手指のけいれん、手指、前腕等のけん、けんしょう若しくはけん周囲の炎症又は頸肩腕症候群

(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に従事したため生じたことの明らかな疾病

4 化学物質等にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

(1) 町長の定める単体たる化学物質又は化合物(合金を含む。)にさらされる業務に従事したため生じた疾病であつて、町長が定めるもの

(2) ふつ素樹脂、塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務に従事したため生じた眼粘膜の炎症又は気道粘膜の炎症等の呼吸器疾患

(3) すず、鋳物油、うるし、テレピン油、タール、セメント、アミン

系の樹脂硬化剤等にさらされる業務に従事したため生じた皮膚疾患

(4) たん白分解酵素にさらされる業務に従事したため生じた皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支ぜん息等の呼吸器疾患

(5) 木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場所における業務又は抗生物質等にさらされる業務に従事したため生じたアレルギー性の鼻炎、気管支ぜん息等の呼吸器疾患

(6) 綿、亜麻等の粉じんを飛散する場所における業務に従事したため生じた呼吸器系疾患

(7) 空気中の酸素濃度の低い場所における業務に従事したため生じた酸素欠乏症

(8) (1)から(7)までに掲げるもののほか、化学物質等にさらされる業務に従事したため生じたこと明らかに疾病

5 粉じんを飛散する場所における業務に従事したため生じたじん肺症又は町長の定めるじん肺の合併症

6 細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

(1) 患者の診療若しくは看護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務に従事したため生じた伝染性疾患

(2) 動物若しくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又はぼろ等の古物を取り扱う業務に従事したため生じたブルセラ症、炭そ病等の伝染性疾患

(3) 湿潤地における業務に従事したため生じたワイル病等のレプトスピラ症

(4) 屋外における業務に従事したた

め生じたつつが虫病

(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病

7 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

(1) ベンジジンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう

(2) ベーターナフチルアミンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう

(3) 4－アミノジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう

(4) 4－ニトロジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう

(5) ビス(クロロメチル)エーテルにさらされる業務に従事したため生じた肺がん

(6) ベリリウムにさらされる業務に従事したため生じた肺がん

(7) ベンゾトリクロリドにさらされる業務に従事したため生じた肺がん

(8) 石綿にさらされる業務に従事したため生じた肺がん又は中皮しゅ

(9) ベンゼンにさらされる業務に従事したため生じた白血病

(10) 塩化ビニルにさらされる業務に従事したため生じた肝血管肉しゅ

(11) 1,2－ジクロロプロパンにさらされる業務に従事したため生じた胆管がん

(12) ジクロロメタンにさらされる業務に従事したため生じた胆管がん

(13) 放射線にさらされる業務に従事したため生じた白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉しゅ又は甲状腺がん

(14) すず、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務に従事したため生じた皮膚がん

(15) (1)から(14)までに掲げるもののほか、がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病

8 前各号に掲げるもののほか、公務に起因することの明らかな疾病

別表第2(第7条の3関係)

(略)

～略～

別表 (第7条の3関係)

(略)

～略～

附 則

この規則は、公布の日から施行する。